

厚生科学審議会生活環境水道部会水質管理専門委員会・今後の審議日程の目安
(第2回水質管理専門委員会の資料2を更新したもの)

<平成14年>

- 第1回(8月1日) 審議の進め方
- 第2回(9月4日) 水質基準の設定経緯等について
- 第3回(10月7日) 水質基準のあり方(総論)
主査報告(作業方針・進捗状況)
- 第4回(11月8日) 水質基準のあり方(各論1)
・微生物に係る基準
・化学物質に係る基準
・水質検査法
- WHO飲料水水質ガイドライン改訂案公表
- 第5回(12月9日) 水質基準のあり方(各論2)
・水質検査に係る品質保証(QA/QC)
・水質検査のためのサンプリング・評価
・水質検査計画
生活環境水道部会への中間報告について
- 生活環境水道部会(中間報告)(12月20日)

<平成 15 年>

- 第 6 回 (1 月 28 日) 水質基準及び水質検査法 (各論 3)
(項目ごとに個別に検討を行う)
- 第 7 回 (2 月 17 日) 水質基準のあり方 (各論 4)
・ 水質検査に係る品質保証 (QA/QC) (まとめ)
・ 水質検査のためのサンプリング・評価 (まとめ)
・ 水質検査計画 (まとめ)
- 第 8 回 (3 月 3 日) 34 条機関のあり方 (各論 5)
水質管理専門委員会報告案
- 第 9 回 (3 月 26 日) 水質管理専門委員会報告案 (とりまとめ)
- 生活環境水道部会
- WHO 飲料水水質ガイドライン改訂会議 (3 月 31 日～4 月 4 日)
- パブリック・コメント手続き (4 月)
- 第 10 回 (5 月中旬) 水質管理専門委員会報告 (とりまとめ)
- 生活環境水道部会 (専門委員会報告の検討、答申) (6 月中～下旬)

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（仮称）の概要

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）」を踏まえ、検査機関、研修等の「指定制度」を「登録制度」に変更するため、厚生労働省関係法律について所要の改正を行う。

1 概要

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

精神保健指定医の指定前研修及び指定後研修について、指定機関による実施から登録機関による実施に変更すること。

(2) 水道法の一部改正

水道水質検査及び簡易専用水道の管理に関する検査について、指定機関による実施から登録機関による実施に変更すること。

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正

建築物環境衛生管理技術者講習について、指定機関による実施から登録機関による実施に変更すること。

(4) 労働安全衛生法の一部改正

機械等の種類に応じて製造者等が受ける製造時等検査、性能検査、個別検定及び型式検定並びに危険有害業務に従事する者等が受ける技能講習等について、指定機関による実施から登録機関による実施に変更すること。

(5) 作業環境測定法の一部改正

作業環境測定士となるために受ける講習等について、指定機関による実施から登録機関による実施に変更すること。

(6) 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正

低リスク医療用具の認証について、認定認証機関による実施から登録機関による実施に変更すること。

2 施行期日

検討中（閣議決定においては「原則として平成15年度までに実施」（薬事法関係については「平成17年度までに実施」とされている。）

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（抜粋）

〔 平成14年3月29日
閣議決定 〕

行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）に基づき、国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）について以下の措置を講ずる。

I. 委託等に係る事務・事業の改革

1. 検査・検定等

(1) 基本的考え方

① 公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から見直し、廃止するものを除き、規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）に示された基準認証の見直しの考え方を踏まえ、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とする。この場合、直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関（以下「登録機関」という。）による検査・検定等の実施（以下「登録機関による実施」という。）とする。

② 国民の生命、財産の保護、国際的責務の履行等の観点から、①により難い事務・事業については、国又は独立行政法人において実施することを原則とする。

やむを得ない理由により、引き続き公益法人に国の代行機関として検査・検定等を行わせることとした場合にあっても、登録機関による実施に準じた措置を検討するものとする。

なお、これらの事務・事業については、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

(2) 具体的措置内容

別表1のとおりとする。

2. 資格付与等

(1) 基本的考え方

公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する。引き続き公益法人が国の委託等を受けて事務・事業を行うものについては、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

(2) 具体的措置内容

別表2のとおりとする。

II. 推薦等に係る事務・事業の改革

2. 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

(1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う講習が国家資格付与の要件として認定されている等国の制度・仕組みの一部として組み込まれている推薦等に係る事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せ検討の上、I 1(1)、2(1)に準じた措置を講ずる。

(2) 具体的措置内容

別表5のとおりとする。

V. 改革の実施に向けて

1. 本計画による措置は、法律改正を要するものについては、原則として、平成15年度中に実施することとする。なお、その実施に当たっては事務・事業の一層の整理・合理化を図ることとする。

(別表1)

【厚生労働省】

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
製造時検査	労働安全衛生法第38条第1項、ボイラー及び圧力容器安全規則第5条	(社) ボイラ・クレーン安全協会	登録機関により実施する。
		(社) 日本ボイラ協会	
性能検査	労働安全衛生法第41条第2項、労働安全衛生法施行令第12条、ボイラー及び圧力容器安全規則第38条及び第73条、クレーン等安全規則第43条、第84条、第128条及び第162条、ゴンドラ安全規則第27条	(社) 日本ボイラ協会	登録機関により実施する。なお、規制改革推進3か年計画に基づき、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認のインセンティブ制度について併せて検討する。
		(社) ボイラ・クレーン安全協会	
		(社) 日本クレーン協会	
個別検定	労働安全衛生法第44条第1項、労働安全衛生法施行令第14条、ボイラー及び圧力容器安全規則第84条及び第90条の2、機械等検定規則第1条	(社) 日本ボイラ協会	登録機関により実施する。
		(社) ボイラ・クレーン安全協会	
		(社) 産業安全技術協会	
型式検定	労働安全衛生法第44条の2第1項及び第44条の3第2項、労働安全衛生法施行令第14条の2、機械等検定規則第6条及び第11条	(社) 日本クレーン協会	登録機関により実施する。
		(社) 産業安全技術協会	
医療用具同一性調査	薬事法第14条の3第1項	(財) 医療機器センター	国際整合を踏まえ、生命の危機又は重大な機能障害に直結する可能性が極めて低いと考えられる医療用具については事業者による自己確認、可能性が低いものについては平成17年度までに登録検査機関による確認へ移行、その他については平成16年度までに独立行政法人(医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び医薬品医療機器審査センター等を統合)に事務・事業を移管する。

(別表2)

【厚生労働省】

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
技能講習	労働安全衛生法第14条、第61条、第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20条	(財) 北海道労働保健管理協会 (社) 旭川地方自動車整備振興会 (社) 札幌地方自動車整備振興会 (社) 帯広地方自動車整備振興会 (社) 北海道労働基準協会連合会 (社) 下北地区労働基準協会 (社) 弘前地区労働基準協会 (社) 黒石地区労働基準協会 (社) 上北労働基準協会 (以下略)	登録機関により実施する。 (計 137 法ト)
実技教習	労働安全衛生法第75条、第77条 労働安全衛生規則第73条	(財) 江南クレーン技能教習所 (財) 港湾労働安定協会港湾技能研修センター (財) 産業教育センター (社) コマツクレーン教習センター (社) ポイラ・クレーン安全協会 (社) 九州機械工業振興会 (社) 熊本県労働基準協会 (社) 鹿児島県労働基準協会 (社) 大分県特殊技能教育センター (社) 大分産業機械技能教習所 (社) 中部労働技能教習センター (社) 日本クレーン協会	登録機関により実施する。

(別表5)

【厚生労働省】

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
精神保健指定医の研修	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第4号及び第19条第1項	(社) 全国自治体病院協議会 (社) 日本精神科病院協会	登録機関により実施する。
建築物環境衛生管理技術者講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項第1号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。
水道水質検査	水道法第20条第3項	(財) 日本環境衛生センター (財) 食品薬品安全センター (財) 日本食品分析センター	登録機関により実施する。
簡易専用水道の管理についての検査	水道法第34条の2第2項	(財) 日本環境衛生センター (財) 化学物質評価研究機構 (財) ビル管理教育センター (財) 日本文化用品安全試験所 (社) 日本食品衛生協会 (財) 食品薬品安全センター (財) 日本食品分析センター	登録機関により実施する。